

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(競争参加者の資格) 第3条 会計規程第41条第2項の競争に加わろうとする者についての必要な資格は、財務担当理事が、国立大学法人京都大学の契約に係る競争参加者資格審査等事務取扱要領(以下「資格審査要領」という。)において定めるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(検収センター) 第49条の2 (略) 2 } 1 } (略) 3 }</p> <p>(検収担当者) 第49条の3 部局長は、検収担当者を、当該部局の教職員から任命する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて他の部局の教職員を検収担当者に任命する場合は、当該他の部局長の了解を得て行うものとする。また、他大学の教職員等を検収担当者に任命する場合も同様とする。</p> <p>3 第1項の規定により発令した検収担当者のうち、教員等に発令した検収担当者が検収できる範囲は、第2条の2第1項に規定する予算責任者等が契約できる少額な契約とする。その他の契約については、事務部の検収担当者が検収するものとする。</p> <p>4 検収担当者は検査担当者を兼ねることができない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(競争参加者の資格) 第3条 会計規程第41条第2項の競争に加わろうとする者についての必要な資格は、財務担当の理事(以下「財務担当理事」という。)が、国立大学法人京都大学の契約に係る競争参加者資格審査等事務取扱要領(以下「資格審査要領」という。)において定めるものとする。</p> <p>(検収センター) 第49条の2 (同 左) 2 } 1 } (同 左) 3 }</p> <p><u>4 本部の検収センターに全ての部局の検収を行うことができる検収担当者を置く。</u></p> <p>(検収担当者) 第49条の3 部局長は、検収担当者を、当該部局の教職員から任命する。</p> <p><u>2 前条第4項の検収担当者を任命した場合は、各部局長へ通知するものとする。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、必要に応じて他の部局の教職員を検収担当者に任命する場合は、当該他の部局長の了解を得て行うものとする。また、他大学の教職員等を検収担当者に任命する場合も同様とする。</p> <p>4 第1項の規定により発令した検収担当者のうち、教員等に発令した検収担当者が検収できる範囲は、第2条の2第1項に規定する予算責任者等が契約できる少額な契約とする。その他の契約については、事務部の検収担当者が検収するものとする。</p> <p>5 検収担当者は検査担当者を兼ねることができない。</p> <p>附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p>